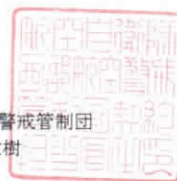


契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹



公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名(品名)	収集場所	搬入場所	履行期間
事業系一般廃棄物収集運搬及び処理	航空自衛隊背振山分屯基地	神埼市指定処理場	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日

2 入札方式： 一般競争入札

3 入札日時： 令和6年3月22日 13時30分～

4 入札場所： 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

5 入札参加資格： (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと
(3) 次の資格を付与されていること

- ア 資格 全省庁統一資格
- イ 年度 令和04・05・06
- ウ 種別 役務の提供等
- エ 地域 九州沖縄
- オ 等級 A B C D

(4) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。

6 保証金： (1) 入札保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除

(2) 契約保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入札方法： 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあったものとする。なお、落札となるべき同値の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効： (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等)に示された条件等に違反した入札

9 契約書等の作成： 有

10 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約(請書)条項 役務供給契約(請書)条項 及び適用契約条項 外

11 契約条項を示す場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室

12 その他： (1) 代理人による入札参加は、「委任状」及び代理人の印鑑を持参するものとする。

(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。

(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。

(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。

13 問い合わせ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班
担当者 高橋 電話番号 092-581-4091

FAX番号 092-571-5594

入札書

令和 6年 3月 22日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

申込者住所
会社名
代表者職位氏名

履行期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		収集場所	航空自衛隊背振山分屯基地			
	規 格		搬入場所	神崎市指定処理場			
品名(件名)	規 格	単位	予定数量	単価	金額	備考	
事業系一般廃棄物 収集運搬及び処理	仕様書のとおり 可燃物	袋	1,680		()		
事業系一般廃棄物 収集運搬及び処理	仕様書のとおり 可燃物(残飯)	袋	1,116		()		
事業系一般廃棄物 収集運搬及び処理	仕様書のとおり 空き缶	袋	24		()		
事業系一般廃棄物 収集運搬及び処理	仕様書のとおり 空瓶	袋	12		()		
事業系一般廃棄物 収集運搬及び処理	仕様書のとおり ペットボトル	袋	24		()		
事業系一般廃棄物 収集運搬及び処理	仕様書のとおり その他不燃物	袋	12		()		
	ー 以下 余 白 ー						
入札金額 ¥ 単価契約 ()							
備考(辞退理由等)							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							

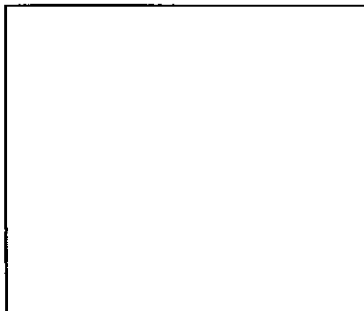
委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 事業系一般廃棄物収集運搬及び処理

代理人使用印鑑



令和6年3月22日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

役 務 仕 様 書

仕 様 書 の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
品 名 又は 件 名	事業系一般廃棄物収集運搬 及び処理	承 認	令和 6年 3月 4日
		作 成	令和 6年 2月 29日
		改 正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第 4 3 警戒隊基地業務小隊

1 役務件名

事業系一般廃棄物収集運搬及び処理

2 履行場所

背振山分屯基地での収集及び神崎市指定場所までの運搬処理

3 役務概要

基地内から排出する事業系一般廃棄物の収集運搬及び指定場所による処理を実施する。

4 分屯基地内共通事項

請負者（契約相手方）（以下「請負者」という。）は、分屯基地内において法令及び分屯基地で定められた規則を遵守し、行動しなければならない。以下の代表的な事項を遵守するほか、検査官及び監督官の細部指示に従わなければならない。

- (1) 請負者は、履行現場において分屯基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は契約担当官と調整するものとする。
- (2) 請負者は、分屯基地及び分屯基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要を実施し、分屯基地司令等の許可を受けるものとする。
- (3) 請負者は、分屯基地内において履行に必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- (4) 請負者は、分屯基地内において知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
- (5) 請負者は、分屯基地内における写真撮影について、役務に必要な場所及び内容だけとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- (6) 請負者は、役務に関連するデータは、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用して処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。

5 一般共通事項

(1) 一般事項

ア 本役務の履行は、本仕様書によるほか、関係法規類及び分屯基地諸規則の

定めるところに従い、遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については、適用しないものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

イ 役務の着手及び履行に当たっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による役務の誤り及び遅滞などを避けなければならない。

ウ 災害及び不測事態等の発生又は部隊運用に伴い、役務の継続が困難な状況になった場合は、監督官の指示に従わなければならない。

(2) 法令の遵守及び官公庁への手続き

ア 請負者は、役務の履行に当たり、役務に関する諸規則を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、請負者の負担と責任において行わなければならない。

イ 役務履行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。ただし、これらの手続きに要する費用は、全て請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

(3) 疑義

請負者は、図面及び仕様書との内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いが生じた場合には、全て監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然履行すべき事項は、請負者の責任において行うものとする。

(4) 完了検査

ア 請負者は、役務完了に際し、特記仕様書で記した完了報告書を検査官へ提出し完了検査を受けるものとする。

イ 検査官は、請負者から提出された完了報告書をもって検査するものとする。

(5) 図面の複製貸出

設計図書等は、役務履行等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

なお、設計図書等は、役務終了後速やかに返却するものとする。

(6) 提出書類

特記仕様書による。

6 特記事項

特記仕様書による。

特記仕様書

- 1 役務件名
事業系一般廃棄物収集運搬及び処理
- 2 履行場所
航空自衛隊背振山分屯基地から神埼市が指定する場所（以下、指定場所という。）
- 3 役務概要
基地内から排出する事業系一般廃棄物の収集運搬及び指定場所による処理を実施するものとし、項目については下表のとおりとする。

表（基準）

事業系一般廃棄物項目	荷姿	収集日
1 可燃物	90L透明袋	毎週金曜日
2 可燃物(残飯)	45L透明袋	
3 空缶	90L透明袋	
4 空瓶	45L透明袋	
5 ペットボトル	90L透明袋	第1金曜日
6 その他不燃物	45L透明袋	

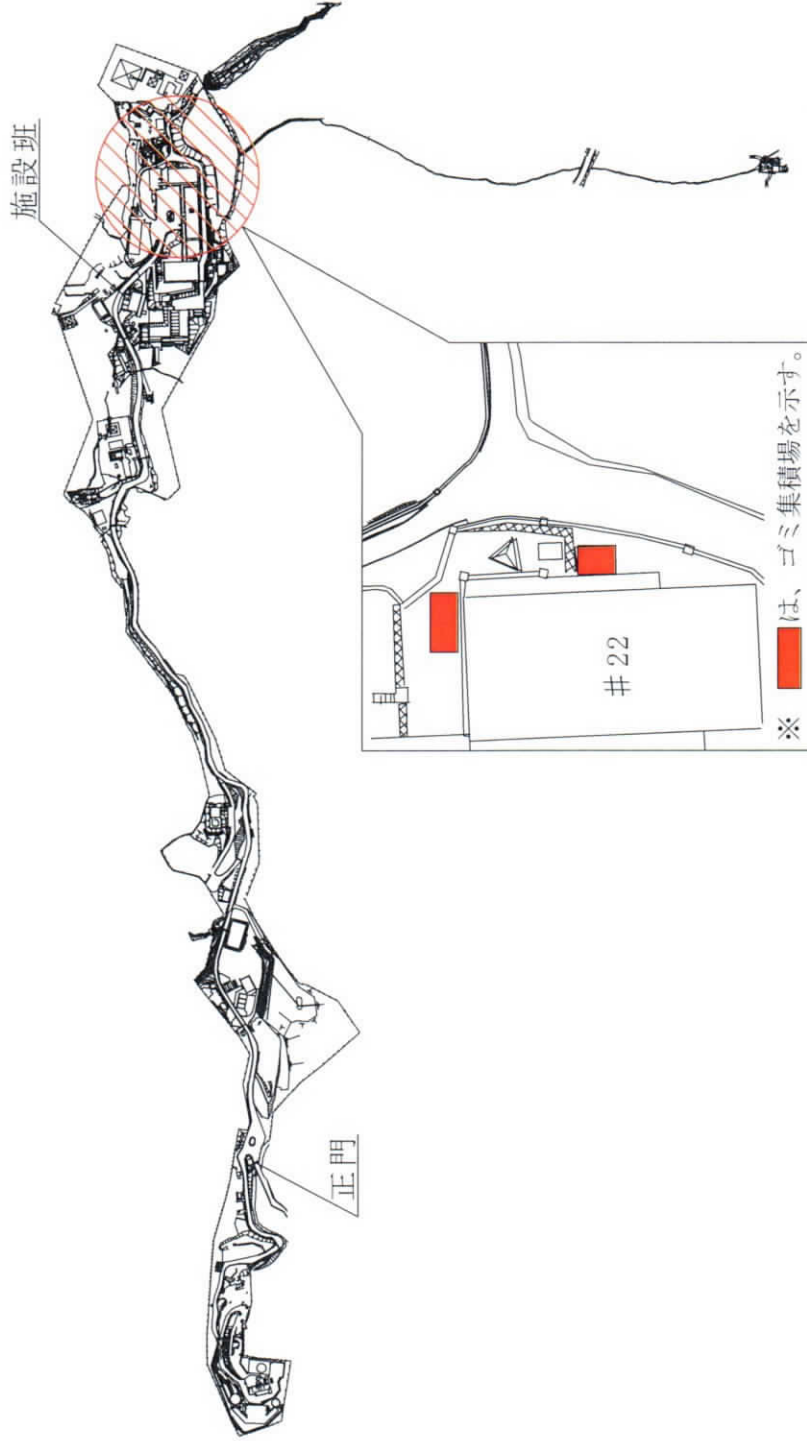
- 4 収集場所
背振山分屯基地ゴミ集積場（図面参照）
- 5 収集日及び時間
 - (1) 毎月表で示す曜日の午前中を基準とし、収集後指定場所へ直ちに搬入できる時間とする。
 - (2) 官側の都合又は、祝祭日及び気象条件等で収集運搬及び処理が実施不可能な場合は双方で協議の上、収集日を別途示すものとする。
- 6 作業要領
 - (1) 基地内での収集作業は官側の指示に従い開始するものとし、収集において分別不良及び収集できない物が混入して

- (2) 請負者は、速やかに官側へ通報するものとす。完了報告書を速やかに検査官へ提出するものとする。
- 7 その他
 - (1) 本役務実施にあたっての基地入門から出門までの運行は、道路交差法及び基地規則等を遵守するものとし、本役務に関係する場所以外への立ち入りを禁止する。
 - (2) 請負者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、関係法令上、当然実施しなければならぬ事項については、その法令に基づき確実に実施する。

件名	事業系一般廃棄物収集運搬及び処理		図面番号	1 / 2
図面名	特記仕様書			
縮尺				
航空自衛隊背振山分屯基地				

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせない。

案内図 S=1/10,000



ゴミ集積場 S=1/1,000

件名	事業系一般廃棄物収集運搬及び処理		2 / 2
図面名	案内図・ゴミ集積場		
縮尺	図示		
航空自衛隊背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

事業系一般廃棄物収集運搬及び処理完了報告書

1 実施日時等

令和6年 月 日 (曜日) 天候 _____ 時間 _____

2 作業車両

車種 _____ 車番 _____

3 事業系一般廃棄物項目 (該当する番号を囲む。)

① 可燃物 ② 可燃物(残飯) ③ 空缶 ④ 空瓶 ⑤ ペットボトル ⑥ その他不燃物

4 数量 (該当する番号に記入)

① _____ 袋

② _____ 袋

③ _____ 袋

④ _____ 袋

⑤ _____ 袋

⑥ _____ 袋

上記について、収集運搬及び処理を完了したので報告します。

令和6年 月 日

検査官 殿

請負者住所
氏名